

第 27 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 29 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 9月29日 (月) 15時30分～16時13分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第9	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
日程第10	議案第6号 現況証明願いの件

●出席委員

1番	島部 亨	2番	平林 浩哉	3番	中捨 雅裕	4番	嶋崎 敏文
5番	野澤 修治	6番	盛田 義政	7番	山川 直孝	8番	小林 幸雄
9番	土屋 克彦	10番	松久 和明	12番	鳥本 和則	13番	高橋 仁
14番	栗野 秀明	15番	堀井 和宏	16番	道下 勇治	17番	横溝 勲

●欠席委員

11番 珠玖 春美

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

10番 松久 和明 12番 鳥本 和則

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、10番 松久委員、12番 鳥本委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古8線外合計7筆、公募・現況地目とも畠、合計面積317,113m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室基線、公簿・現況地目とも畠、面積6,874m²です。本申請は、土砂採取及び起伏調整（一時転用）のため、申請されたものです。令和7年8月26日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積6,959m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和7年8月26日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、山川あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。9月19日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、土屋委員、鳥本委員、栗野委員、そして私山川、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号2番、番号3番、番号4番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、山川あっせん委員長より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計14筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積76,553m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年9月1日、土地の引渡しの時期は令和7年9月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積70,086m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、介護老人保健施設りらくの南側で、借人作付地の隣接地に位置しています。借人は、長年にわたり小麦や豆、じゃがいもを作付している農家です。地域の理解も得ていることから、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号2番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積164,093m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、栄コミュニティセンターより北へ約1.8km離れた貸人自宅周辺の農地です。借人は、農業歴31年で、音更町で約4.5ha 作付されている認定農業者です。社会的にも信頼されている方であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（佐伯） 【番号3番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積35,451m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。
- 議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- 9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、御影風車より旭山方面へ約2kmにある農地です。借人は、畠作を中心に経営を行っており、規模拡大を考えての申請となります。地域の理解も得ていることから、特に問題のない案件と思われます。
- 議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（佐伯） 【番号4番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計11筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積41,102m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。
- 議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- 9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、御影風車より旭山方面へ約2kmにある農地です。借人は、牧場と畠作を中心に経営を行っており、規模拡大を考えての申請となります。地域の理解も得ていることから、特に問題のない案件と思われます。
- 議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（佐伯） 【番号5番】土地の所在は、芽室町中伏古1線外合計3筆、公簿・現況地目

とも畠、合計面積5 7, 2 4 9 m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地より南へ約1 0 kmにある農地です。本申請は、長年、賃貸借をしていましたが、譲渡人より譲受人へ譲渡したい意向があったことから、申請されたものです。譲受人は、農業歴2 0 年で、小麦やじゃがいも、大豆等を経営し、安定的な農業を営んでおります。また、地域の理解も得ていることから、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番についてですが、山川委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、山川委員は、議事参与が制限されることとなります。山川委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時52分 休憩

【山川委員退室】

15時52分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号5番】土地の所在は、芽室町坂の上1 0 線、公簿・現況地目とも畠、面積4 4, 7 5 7 m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、譲渡人の経営終了により、譲受人へ農地を譲渡するための申請です。申請地は、旧JA坂の上店より北へ約1.5 kmにある農地です。譲受人は、農業歴3 6 年で、3年前に息子も農業に従事しています。また、地域の理解も得ていることから、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時55分 休憩

【山川委員入室】

15時55分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町毛根北6線、公簿・現況地目とも畑、面積18,551m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部委員） 1番島部です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地より北へ約10kmに位置し、毛根コミュニティセンターから西へ約3kmの農地です。申請地は、十勝川河川沿いで石の多い農地となっており、今回の申請で優良な農地にしていくものです。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、

番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号2番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畠、面積11,757m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地より南へ約8kmに位置し、美生11号を西へ約600mにある農地です。今回の申請は、砂利採取及び基盤整備です。この地域は、石が多く、作物に苦労している農地で、昨年に砂利採取及び基盤整備を行った隣接地であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積47,276m²です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町雄馬別13線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積

87,025m²です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積91,922m²です。

○議長（島部会長） 次に、山川あっせん委員長より経過について、説明願います。

○7番（山川委員） 7番山川です。9月19日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、土屋委員、鳥本委員、栗野委員、そして私山川、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、事前の協議会と現地調査を行い、その後、あっせん委員会を開催しました。番号1番から番号3番について、譲受希望者の資金調達等に時間を要するため、公社への買入が必要となったものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号24番から整理番号27番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号24番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積74,157m²を売買するものです。

【整理番号25番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計21筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積97,768.70m²を売買するものです。

【整理番号26番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積99,009m²を賃貸借するものです。

【整理番号27番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積99,009m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号24番から整理番号27番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号24番から整理番号27番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号24番から整理番号27番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があつた場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第10 議案第6号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西1条4丁目、公簿地目は畠、面積は356m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、中捨現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。9月16日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、鳥本委員、そして私中捨、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があつた後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第27回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時13分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 9月 29日

議 長 (農業委員会会長)

会議録署名委員

会議録署名委員